第四十一条の二第六項	使用者委員及び労働者委員	使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員
（略）		
第五十六条の三第三項及び第十一項	第一項	第五十六条第二項
（略）		
第五十六条の三第十一項	前条第二項における手続によるものとする第三十五条第四項及び第四十一条の七第三項	第三十五条第四項及び第四十一条の七第三項

4　（略）

（行政執行法人事件の処理）

第五十六条の二　（略）

2　前項に規定する事件の処理については、次項及び第四項並びに次条の定めるところによるほか、第三十二条から第四十九条まで（第三十六条及び第四十一条の二十から第四十一条の二十二までを除く。）に定める手続によるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第四十一条の二第六項	使用者委員及び労働者委員	行政執行法人担当使用者委員及び行政執行法人担当労働者委員
（略）		

3・4　（略）

第五十六条の三　（略）

2～9　（略）

10　第十六条の二第二項から第四項までの規定は、前項の意見の聴取について準用する。

11　（略）

12　地方調整公益委員が審査を行う場合には、第三項から前項までの定めるところによるほか、第三十五条第二項、第五項及び第六項、第三十八条、第三十九条、第四十一条の二から第四十一条の十三まで（第四十一条の六第四項を除く。）、第四十一条の十五から第四十一条の十八まで、第四十五条の二、第四十五条の三第一項及び第二項、第四十五条の八並びに第四十五条の九に定める手続によるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条の二第五項	使用者委員及び労働者委員	使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員
（略）		
第五十六条の三第三項及び第十項	第一項	第五十六条第二項
（略）		
第五十六条の三第十項	前条第二項における手続によるものとする第三十五条第四項及び第四十一条の七第三項	第三十五条第四項及び第四十一条の七第三項

4　（略）

（行政執行法人事件の処理）

第五十六条の二　（略）

2　前項に規定する事件の処理については、次項及び第四項並びに次条の定めるところによるほか、第三十二条から第四十九条まで（第三十六条及び第四十一条の二十から第四十一条の二十二までを除く。）に定める手続によるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第四十一条の二第五項	使用者委員及び労働者委員	行政執行法人担当使用者委員及び行政執行法人担当労働者委員
（略）		

3・4　（略）

第五十六条の三　（略）

2～9　（略）

（新設）

10　（略）

11　地方調整公益委員が審査を行う場合には、第三項から前項までの定めるところによるほか、第三十五条第二項、第五項及び第六項、第三十八条、第三十九条、第四十一条の二から第四十一条の十三まで（第四十一条の六第四項を除く。）、第四十一条の十五から第四十一条の十八まで、第四十五条の二、第四十五条の三第一項及び第二項、第四十五条の八並びに第四十五条の九に定める手続によるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。